

令和 7 年度

宇都宮市トライアル発注認定事業

募集要領

【申請書類の受付期間】

令和 7 年 4 月 1 8 日（金）から 6 月 2 0 日（金）まで



【提出先】

宇都宮市産業政策課宛てメール

u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

【トライアル発注認定事業ホームページ】

件名は、「宇都宮市トライアル発注認定事業の申請（事業者名等）」としてください。

【申請書類】

申請書など申請に必要な様式は、宇都宮市トライアル発注認定事業ホームページからダウンロードできます。

（又は「宇都宮市トライアル」で検索してください。）

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/kigyo/venture/1006895.html>

【お問合せ先】

〒 3 2 0 - 8 5 4 0

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

宇都宮市 経済部 産業政策課 産業イノベーショングループ

TEL : 0 2 8 (6 3 2) 2 4 4 3

E-mail : u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

令和 7 年 4 月

宇都宮市 経済部 産業政策課

Ver.1.0

目 次

ページ

はじめに	3
第 1 事業概要	3
第 2 認定期間	3
第 3 認定対象者及び申請要件	3
第 4 審査項目及び審査方法等	5
第 5 スケジュール	6
第 6 申請書類及び提出先・お問い合わせ先	6
第 7 留意事項	8
第 8 認定の取消し	8
別添 1 申請書類.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

はじめに

- ・ 「令和7年度宇都宮市トライアル発注認定事業募集要領（以下「募集要領」という。）」は、令和7年度に実施する「宇都宮市トライアル発注認定事業」への申請を行う際の手順や、事業の実施に関する注意点等をまとめたものです。
- ・ 申請に当たっては、本募集要領のほか、宇都宮市トライアル発注認定事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）や関係法令等を順守していただきますようお願いします。
- ・ 不明点等は、宇都宮市 経済部 産業政策課 産業イノベーショングループまでお問い合わせください。

第1 事業概要

本事業は、市内の事業者等が開発し、製造又は提供する優れた新商品（物品）又は新役務（サービス）を宇都宮市が「宇都宮市トライアル発注認定事業」（以下「認定事業」という。）として認定し、販路開拓や公共調達に向けたPRを行うことで、市内事業者等の事業拡大を促進するものです。

【認定のメリット】

- ① 認定された新商品等は、本市ホームページへの掲載、プレスリリースなど、市が広報を行います。
 - ② 認定された新商品等は、その認定期間中、本市が競争入札によらない随意契約で購入することができます。ただし、認定された新商品等の購入を約束するものではありません。
（根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）。
- ※ 市が随意契約できるのは、宇都宮市トライアル発注認定事業の認定を受けた事業者のみです。同一の新商品等を取り扱っている場合でも、代理店等とは随意契約できません。

第2 認定期間

認定期間は、認定を通知した日から2年を経過する日の属する年度の末日までとします。

（令和7年度は、認定を通知した日から令和10年3月31日までとなります。）

第3 認定対象者及び申請要件

（1） 認定対象者

本事業の認定対象者は以下の要件を全てに該当する方となります。

- ① 宇都宮市内に本社又は主たる事業所を有する事業者
※ただし、申請書の提出日時点において、宇都宮アクセラレータープログラム（宇都宮市又は宇都宮イノベーションコンソーシアムが実施するスタートアップ支援プログラムをいう。）の採択を受けた者、宇都宮市起業家支援施設（宇都宮ベンチャーズ）に入居する方又は過去入居していた方については、この限りではありません。
- ② 市税を滞納していない方

- ③ 宇都宮市暴力団排除条例（平成２３年条例第３７号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第４号に規定する暴力団員等又は同条５号に規定する密接関係者でない方
- ④ 申請から認定の期間において、宇都宮市入札参加資格等に関する要綱（平成１７年３月３１日告示第１６４号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は措置要件に該当していない方

（２） 対象となる商品・役務

本事業の対象商品・役務は、以下の要件を全てに該当するものとなります。

- ① 自らの商品として製造（委託製造を含む）又は販売していること。
又は自らの役務として開発（共同開発も含む）し、販売していること。
- ② 申請時において、販売開始からおおむね５年以内であること。
- ③ 地方自治法施行規則（昭和２２年令省第２９号）第１２条の３第１項に基づき、市の審査、認定を受けたもの。（募集要領 第４項）

商品と役務について

新商品（物品）・新役務（サービス）のいずれかの区分を選択して申請してください。

新商品（物品）	新役務（サービス）
・既製品として生産されるもの。 ・物品購入契約により調達されるもの。	・各種サービスの提供を行うもの。 ・発注者の仕様により生産又は提供されるもの。

※ 商品単体で動作するソフトウェアなど、商品のみで機能・性能の提供が可能なものは、新商品（物品）に区分されます。

※ 商品のみでは機能・性能の実現が困難であり、商品に付随した役務の提供が伴うものは新役務（サービス）に区分されます。

《参考》地方自治法施行規則（抜粋）

第12条の3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三 第三項第四号に掲げる事項（＝新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法）が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

第4 審査項目及び審査方法等

（1） 審査項目

本事業の認定は、以下の視点で審査します。

- ア 新規性、独自性、優位性
- イ 地域性（社会性）
- ウ 市場性
- エ 確実性

（2） 審査方法

提出された申請書類等について、1次審査（書類審査）、2次審査（面接審査※）により行い、審査項目を満たしているかを審査します。

※ 外部有識者等により構成される宇都宮市トライアル発注認定事業審査委員会（以下「審査会」という。）

（3） 審査結果及び認定

- ・ 審査会における審査を経て、認定事業としての決定（認定又は対象外）を行い、宇都宮市トライアル発注認定事業認定決定通知書（様式第2号）により通知を行い、対象外の場合は、対象外となった理由とともに通知します。
- ・ 審査の途中経過及び審査結果に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。
- ・ 認定された場合、認定を受けた事業者及び商品等を本市ホームページ等で公表します。

第5 スケジュール

※ 日程及び審査方法は状況により変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

(1) 申請書類の作成・提出

【受付期間：令和7年4月18日（金）～6月20日（金）】

- ・ 申請書様式を全て記入してください。
- ・ 申請書及び添付書類は、メールで宇都宮市産業政策課宛て（u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp）に、件名を「宇都宮市トライアル発注認定事業の申請（事業者名等）」として、ご提出ください。

(2) 審査会での審査

- ・ 審査会において、審査項目を満たしているかどうかの審査を行います。

① 1次審査（書類審査）【6月下旬～7月上旬】

- ・ 申請者全員に対し、1次審査の結果を通知します。
- ・ 1次審査を通過した申請者には、2次審査（面接審査）の日程を通知します。

② 2次審査（面接審査）【7月中旬～下旬】※1次審査を通過した申請者が対象

- ・ 1次審査を通過した申請者に、申請内容の説明をしていただき質疑を行います。
- ・ 審査補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに類する資料、その他顧客満足度、実績等に関する資料等を求める場合があります。

(3) 認定事業者の決定【8月】

- ・ 1次審査、2次審査の結果を踏まえ、認定の可否について総合判定を行います。
- ・ 「認定」された場合、認定を受けた事業者及び商品等を本市ホームページ等で公表し、PRを行います。

(4) 宇都宮市によるテスト導入【8月～】

- ・ 認定事業者は、宇都宮市に対して新商品等のテスト導入を求めることができます。
- ・ 諸般の事情により、テスト導入をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ テスト導入の期間は最長1年間とし、テスト導入中に発生する費用は認定事業者の負担にてお願いします。
- ・ テスト導入期間終了後、宇都宮市が購入を約束するものではありません。

第6 申請書類及び提出先・お問い合わせ先

(1) 申請書類

申請に必要な書類は下表のとおりです。申請書等の必要様式は以下の宇都宮市トライアル発注認定事業ホームページからダウンロードのうえ、メールでご提出ください。

URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/sangyo/1035996/index.html>

(又は「宇都宮市トライアル」で検索してください。)

【法人の場合の必要書類】

提出書類	様式
☐ 宇都宮市トライアル発注認定事業申請書 ※別紙 実施計画書を含む	様式第1号 別紙
☐ 定款, 寄付行為又は規約等	—
☐ 登記事項証明書【写し】(発行後3か月以内のもの)	—
※本店(本社)が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合 ☐ 確定申告書第6号及び第10号様式の写し	—
☐ 直近2営業期間の事業報告書, 貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては直近1年間の事業内容等を記載した書類)	—
☐ 販売又はサービス提供開始時期がわかる資料	—
☐ 対外的に自社の商品等の詳細がわかる資料 (パンフレット, 安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類)	—

【個人の場合の必要書類】

提出書類	様式
☐ 宇都宮市トライアル発注認定事業申請書 ※別紙 実施計画書を含む	様式第1号 別紙
☐ 確定申告書又は開業届【写し】	—
☐ 販売又はサービス提供開始時期がわかる資料	—
☐ 対外的に商品等の詳細がわかる資料 (パンフレット, 安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類)	—

(2) 提出先・お問い合わせ先

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 経済部 産業政策課 産業イノベーショングループ

TEL : 028 (632) 2443

E-mail : u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

第7 留意事項

- (1) 本事業は、新商品等を生産・提供する事業者を対象としています。したがって、新商品等の製造元ではない事業者（販売代理店等）からの申請は対象外となります。
- (2) 物品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している事業者等であっても、自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合は対象となります。
役務の場合、提供する役務の主たる部分を自ら実施する事業者が対象となります。
- (3) 過去に申請した実績がある同一商品及び工事における工法及び技術、その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするものは除きます。
- (4) 本市が認定商品の購入を約束するものではありません。
- (5) 本市が認定商品の品質等を保証するものではありません。
- (6) 申請書に含まれる著作物等の著作権は本市に帰属しませんが、公表その他本事業に必要な用途に用いる場合には、本市はこれ無償で使用できることとします。
- (7) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 本市は、本事業において商品等の認定を受けた事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (9) 特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全などに関する責任は、本事業において商品等の認定を受けた事業者が負うものとします。
- (10) 本市が発注する入札に参加するためには、入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。今後、入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。
詳しくは、本市ホームページを参照してください。（ページ ID 1006682）
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/bumon/shigakku/index.html>

第8 認定の取消し

- (1) 特許権・意匠権・商標権・著作権などの侵害等重大な障害があることが判明した場合や審査項目に適合しなくなった場合、虚偽の申請を行った場合には、認定を取り消すことがあります。
- (2) 自社又は販売代理店等の関連企業が、投資の勧誘など認定商品の販売促進以外の目的で本認定を使用した場合、認定を取り消すことがあります。
- (3) その他、宇都宮市トライアル発注認定事業実施要綱第13条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。